

見直し案

◎ 見直しの方向性

本交付金(基金)については、現在の事業実績等から、地域包括ケアシステムの実現を図る上で、介護基盤の整備促進という観点から一定の成果が得られていると考えられるが、今後、より一層の事業の充実を図るために以下の改善を図る。

◎ 具体策

【本事業の事業効果の把握方法について】

- 本事業は、都道府県への基金の造成という形で事業を実施していることから、事業実績に関する国への報告が、都道府県からの補助の総件数と総額のみにとどまっている。介護基盤整備は、本来、市町村介護保険事業計画に基づいて行われるものであることから、市町村ごとに適切に整備が進む必要があり、厚生労働省としても間接的にはあるが、基金によりその整備を支援しているところである。しかしながら、基金への執行状況については、市町村ごとの補助内容や基盤整備の進捗状況も把握できていない。都道府県に執行が任された基金とはいえ、管理運営要領で適切な執行が求められていることを踏まえ、市町村ごとの執行状況を把握する。
- 併せて、既存施設のスプリンクラーの整備についても、近年の火災事故の発生に鑑み、都道府県において、毎年度、管内の介護保険施設等のスプリンクラーの整備状況等を把握し、未整備の施設等に対して、個別に本事業を活用した整備を促すなどの取組を行う。